

第八回 参議院農林委員會會議錄第九号

昭和二十五年七月三十日(日曜日)午前
十時三十一分開会

本日の會議に付した事件

○新農業政策確立に関する調査の件
(調査報告書に関する件)

○競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○請願及び陳情の取扱に関する件

○自作農創設特別措置法等の一部を改正する法律(案内閣提出)

○委員(岡田宗司君) ではこれより農林委員會を開会いたします。

先ずお諮りしたいことがござい

ます。先に議長の承認を得まして調査を行なつて参りました新農業政策確立に関する調査でございますが、本件につきましましてはまた調査を終了しておらないのでありますが、報告書を出しな

ければならないようになつておりますので、一応未了報告書を出すことにいたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(岡田宗司君) つきましてはその手続等は委員長に御一任をお願いいたしますと存じます。尙本報告書には多数意見者の署名を必要としますので、御署名をお願いいたしますと存じます。

多数意見者署名

西山 亀七 片柳 眞吉
岩男 仁蔵 岡村文四郎
池田宇右衛門 白渡彌米吉
瀧井治三郎 土屋 俊三

第九部 農林委員會會議錄第九号

昭和二十五年七月三十日【参議院】

平沼彌太郎 江田 三郎
小林 孝平 三橋八次郎
三輪 貞治 飯島通次郎
加賀 操 溝口 三郎
三好 始 三浦 辰雄

○委員(岡田宗司君) 次に本調査は各委員も御承知のように、諸般の情勢から申す、重要性を増して参りましたので、閉会中も引續いて調査を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(岡田宗司君) 御異議がないようでございますからさうに決定いたします。尙閉会中の継続調査には本院規則第五十三條によりまして要求書を提出しなければなりませんので、お手許に配付いたしてありますような内容で議長に提出いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(岡田宗司君) 御異議なければさうに取計らうことにいたします。

○委員(岡田宗司君) 次に衆議院において提出されました競馬法の一部を改正する法律案が、衆議院を通過いたしましたので本院に送付され、本委員會に付託されたのであります。右につきま

しては、右議案の提出者でありました多くの議員の代表といたしまして、衆議院の農林委員長の千賀康治さんがおいでになつておりますので、提案の理由の御説明をお願いすることにいたします。

○衆議院議員(千賀康治君) 只今御審議をお願いする千賀康治外二十一名提出、競馬法の一部を改正する法律案につき提案者を代表して提案理由の説明をいたします。

中京地区に国営競馬場一ヶ所を増設することと内容とする本法律案は、全く同一趣旨を以て去る第五並びに第七国会に提案を見たのであります。各般の事情よりいたしまして成立するに至らなかつたのであります。

今回新たに提案いたしましたにつきましましては、先回委員會において論議され御批判を頂きました諸点につきましまして関係者間において十分な検討を遂げ、本改正法律案の施行に當つて万遺遺憾のない措置を講じ得る確信を得ましたので、改めて御審議を願ふこととした次第であります。

御存知のごとく現行競馬法におきましては、国営競馬場は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、京都、阪神、小倉、宮崎の十一ヶ所と相成つておるのであります。この競馬場の配置には非常な不自然があるわけでありまして、東京から京都に至る東海道筋の中間地点に一ヶ所の国営競馬場もございませぬ。競馬関係者にとりましては、これは可なり不便が作りますのみならず、経費もそれだけ増著する次第であります。幸い増設に御賛同を得ますならば、馬主その他関係者にとつて相当の経費節減に相成る次第であります。

又競馬は最近他の競技の圧迫によりまして、収入はいささか下降傾向を示しておるのであります。中京に模範的な競馬場を設置することと相成りま

ずれば、地元愛好者の熱烈な要望に応え得ますと同時に、勝馬投票券の売得金額の増大により、国庫収入の増加に貢献し得ること存するのであります。

簡単にありますが、以上の諸点がこの法律案を提出いたしました理由の主要であります。

何卒慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを希望する次第であります。

尙この際になん少敷荷をさして頂きま

す。本案は過去において提出されたものは大同小異の形ではありましたが、今回は全く精神において新しい規模を示しておるのでございます。と申しましたのは、過去出されたところの法律案は、この競馬場の候補地は愛知県に五ヶ所ありまして、それらの五つの候補地に衆議院議員の後援者がありまして、その人等の激しい競争のために、全くどこに決めるようになつたのであります。そこでやはり法案は出して頂いて、衆議院のそういう関係の人々が、やはり中心になつてこれを決めようというふうな立場でありましたので、参議院の前農林委員長である楠見君、並びにここにお出になります岡田委員長諸君は、殊に私に次の警告を常に発せられたのであります。国会は議案を決議する権利はある筈だけれども、政府の執行に関する権利に容喙することはおかしいと思ひ、提案者があ

することになったのであります。衆議院におきまして、提案者は岡崎官房長官と共産党の二名を除く外全員の提案者になつておりました。非常な熱意が示されておるのでございます。又愛知県知事からも、将来どこに決めてくれるか、一向文句は言いません。政府のなされる通りに服従をしますという、各候補地の市町村長が知事に一札を差入れたその原本も私の所に送付されて来ております。かような内容になつておるから、従前の形は比較的似ておるかも知れませんけれども、精神においては全くここに斬新な形で現れておるのでございます。是非共これは皆さん慎重に御審議を頂いて、適當な御決議が頂きたいのであります。衆議院から同じようなものが何回も出て来る。而も一回毎に、回を隔てず毎にあなたの方、衆議院の委員会の要求せられる精神が大巾に採り入れられた。殆んどそれによつて形を改めて来るという程に衆議院の農林委員会の院議を尊重して来るのでございまして、武士は相見互いということもございまして、是非共慎重御審議の上御可決あらんことを切望いたしまして、私の説明を終ります。

○委員(岡田宗明君) 只今競馬法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院の提出者側の代表といたしまして千賀さんから提案の理由説明がございまして、本法案の審議は他の法案の審議もございまして、本日のところは一応提案理由説明をお伺いして置くだけにいたしまして、後程適當なときにこの審議をいたすということに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(岡田宗明君) それではさうにいたします。どうも有難うございました。

次に本委員会に付記されました諸陳情等についての取扱がございまして、これは農林大臣がお見えになつておりましたので、後に廻しまして、午後適當な時にいたすことにいたしました。廣川農林大臣に対する御質疑を始めて頂きたいと思ひます。

○江田三郎君 大臣にお尋ねいたしますが、大體細かい点は大臣にお尋ねするのには不當でありますので、大きな筋だけをお尋ねいたします。

この政府の提案理由説明書に書いてある程度の大體把点でお伺いするのではありませんが、先ず第一にこの提案説明書を見ますと、政府買収の点と委員会構成の変更の点とが出て来るのであります。小作料値上げという問題については出ていないのであります。ところが小作料が値上げになるといふことになると自然土地価が變つて参りますし、又さういふことから固定資産税等にも大きな影響を及ぼして来るわけでありまして、若し小作料が七倍値上げになつて、それから今審議されておりますところの地方税法が通り、その固定資産税がかけられるといふことになると、土地価としても、現在の間の相場よりも尙高いものになる。従つてそこから生れて来る固定資産税といふものは到底我々が常識で認める難い、大変苦しい、家農の負担でできないようなものになるのであります。

そのうちのようなことで、非常に大きい影響を及ぼすことを政府の提案理由の説明書の中にお書きになつていないといふのは一体どういふわけなのか、そのうちをそれ程大した問題でないとお考えになつておるかどうかという点であります。

それから第二にお伺いしたいのは、政府買収を取止めて、さうして地主、小作相互間で農地委員会の中に置いて話をするといたしまして、どういたしたところで耕作するに適當なものというよりもむしろ金を持つて来るものではないか、さういふ点からして土地の兼併というやうなことが行われ易くなりまして、農地改革の大きな精神と變つて来るやうになる。従つて昭和二十四年十月二十一日のマッカーサー元帥の書簡の精神とは大變に變つたものになるわけでありまして、さういふ点依然として政府買収という線は残して置くことがこの書簡の精神に忠実なやうに思ふのであります。その点をどうお考えになるか。

それから第三に、委員会構成の問題であります。ここでは小作農及び中以下の経営規模に属するもので小作の考えられるものを一階層として五名、耕作の業務を営むもので右に該当しないものを二階層として十名といふことになりまして、これは農地局長の説明によりまして、これを五名と十名とした場合でも実際にこの経営規模に属するものの数の、全国的な總体の数からいふと、それでも尙小作的と考えられるものを優遇しておるといふやうな説明があつたわけでありまして、我々はさういふことではなしに、一方に小作的と考えられるもの、さうして他方に二階層として別なものを持つて来るということになると、従来の農地委員会の運営から見まして、どうしても一階層と二階層と對立的な氣持になるのであります。その對立的な氣持になる場合には一階層に属する小作的なものは五名であり、片方は十名ということになると、どうしても小作の立場にあるものの利益が護り得ないやうなことになるのであります。これはただ統計的な数字を以てどういふ階層の農家が幾らあるからというやうな議論でなしに、農地委員会の實際の運営に當つて見るといふと、さういふ点がつきり分るのであります。この一階層、二階層に分けられたのは、農地委員会と農地調整委員会とを一本にするときの考え方をそのまま持つて来られたので、これをばつくり切り離された場合には、この考え方はお変えになつて、やはり耕作を営まないものは別問題といたしましても、耕作を営むものの中で純自作と地主といふものは分けまして、地主的なものと小作的なものとの間にやはり緩衝地帯、中立地帯として自作的なものを置く方が農地委員会の公平な、公正な運営ができるゆえんだと思ふのであります。その点をどうお考えになつておるかということでありまして、それから次に、従来農地改革の予算といふものにつきましては、甚だ予算が足りないものであります。例へば私のおります岡山県あたりの例をみますと、今度の登記事務をいたしますのに、予算の範圍では賸り切れないうで、結局耕地を新しく取得する人から登記に必要な五十円とか百円とか、

これは掛けてはならない金を掛けてやつとやり繰りしておるやうなことが多いのであります。さういふ点がやはり今度も同じやうなことになると思ふのであります。例へば今度の維持資金或いは土地の取得資金についての金融措置をやる、それに対してその事務の予算措置をやらなければならぬのであります。さういふ予算措置なんかにいふてもこの際考えられていない、考えられてはおるんであります。うけれども、今度の予算には出ていないのであります。私は大臣に一番期待しますことは、恐らく大臣の大きな政治的手腕を以て金をつとめて来られ、この予算を大きく殖やすことであると思ふのであります。さういふ点についてば一つ思ひ切つたことをやられる意思があるかどうかということでありまして、

そこでもう一つ最後に金の問題について関連いたしまして申し上げますと、先般衆議院になつておりましたところの維持資金或いは取得資金の問題であります。これも昨日大蔵大臣に質問してみますという大蔵大臣は昨日の答弁に、昨日、つまり今から言へば一昨日、初めてこの問題を聞かれたといふやうなことであります。こゝういふ問題は、普通の場合であれば地方自治体を通じて金が出るのであるから、関係方面の承認は要らないけれども、併しこれは法律に基いて行くのであつて、異例の場合になるからしてその点はつまりどうなるか分らんが、大蔵大臣は從来の経験から見まして、大蔵大臣が言明されたことだけでは安心できないのであります。例へば先

般の参議院の選挙に当りまして、輸出金融公庫というようなものはつきりとして大蔵大臣が公約されておられる、それがなか／＼実現の運びに至らない、こういうことでありまして、もつとはつきりと大蔵省が承認し、更に関係方面、おのりなんかを加えた関係方面の了解がなされておられなければならぬと思つておられますが、そういうことについては大臣の方はつきりとした確信を持っておられるかどうか、これはただお上手な御答弁ができればいいと思つておられますが、上手な答弁だけではなしに政治責任を負うた、はつきりした確約ができるのかどうか、そういう点を先ずお尋ねしたいと思つておられます。

○國務大臣(廣川弘禎君) 小作料の値上げ等について固定資産税その他に及ぼす影響が非常に多いのだが、政府はこれについてどうかというお話であり、格が上ることであるから、このことについては我々もいたしまして十分関心を持つておる次第でございます。

それから第二の政府買収をとめて相互間において買収をする場合において小作料というものでなく金持の方に土地が移行して行くんじゃないかというお話でありまして、これも強制買収は委員会が計画を立ててやつております。そう言つたように行かんように委員の方でやつて行くのでありますから、その嫌いはないと考えておるのではありません。

それから第三の、委員会の構成に当りまして一階階層と二階階層の間に中間階層を設けたらどうかというお話でございます。

ありますが、大体実態に即した立法をいたしておられますので、これでよろしいのではないかと考える次第であります。

それから第四の、この法律を行う場合に非常に事務費その他について予算が足りない、これは私も聞いて知つておるのであります。これも来年の予算等において、極く近い将来において十分考へなければならぬと思つておる次第であります。

それから維持資金のことにつきましては、実は私もまだ就任早々でありましたので、これも一昨日實際のことになり、私がつたのでありまして、それで池田君とよく相談をいたしまして大蔵省としても十分やるということであり、私はこれは決してお上手な答弁でなく、私は今後の維持費その他について責任を以てやらなければならぬ、こゝろ考へておる次第であります。

○江田三郎君 ところで廣川大臣と問答をしますと、大体暖簾と腕押しのよう傾向になるので、抽象的な議論はやつたて仕方がないと思つてお尋ねします、具体的なことについてお尋ねします、小作料の問題については非常に関心を持つておる、こゝろおつしやつたわけでありまして、この小作料の出し方について政府の案で行きますと、反当収量の二石五斗一升という見方をしているわけでありまして、ところが我が国の反当収量は供出割当の場合におきまして、過去昭和二十年は特別に数字が低い、そういうものは別にしまして、昭和二十一年以降の平均数字を見ると、二石一斗一斗になつておる。供出割当は二石一斗にしかならないものを二石五斗一升であるとして小作料を

算定するといふようなやり方は、恐らくこれは大臣でも適當とはお考えにならないと思つておられますが、この点はどうでございませうか。

○國務大臣(廣川弘禎君) それは事務次官からお答えいたします。

○農務委員(山添利作君) 御尤もな御質問であります。この資料は具体的な調査に基づいて出したものであります。従つてそれが二石五斗になつておる。それを全国から見ると一石一斗か一石二斗で、非常に高いのではないかと御説の通りであります。併し收穫分と申しますと、これに金額を掛けました收穫とそれから費用の問題は、これは相互関連的なものであります。これは相互関連的なものではあります。沢山獲れるような場合は又経費も少い。これは抽象的にいふことを申すだけではなく過去に研究された例によりまして、これは極く僅か收穫が増えるに從つて経費率は幾分か少くなるという事實はございまして、大体論といたしましては、これは收穫と経費といふものは併行的のものである。そこでこの事實をそのまま捕えて差支えないと考へるのであります。ただ一般的な場合に引直すとすれば、二石五斗は成る程高い。ですからこれを二石五斗によるならば、ここに出ておられます小作料としての四百九十八円が更に一割何分か減る、こゝろ計算になるわけでありまして、その辺のところは大体切りのいい倍数でやつて行くという考へ方をしているものであります。この数字を決めるに當りまして、それに大体の觀察を加えて決めた、こゝろのことです。

○江田三郎君 どうもこれは大臣に質問しようと思つたら、図らずも事務次官の方がお答えになつたのであります。事務次官の答弁というものは大分的外れなものであります。それはなぜかといふと、二石五斗一升といふものをやるのには當然経費が沢山かかるけれども、これが二石になるといふと、それに比例して経費が下るような御説明でありますけれども、そういうものではございせん。こゝろ出ているものでは、全国で一町三反以上の上層農家の統計でありまして、上層農家が二石五斗一升獲つておるのにこれだけの経費を使つておる。そうすると、應えない農家が仮に二石になつて、それに比例して必要経費が減るというところではないのであります。むしろこゝろに出て来る上層農家は、経営の合理化等によつて経費の面においても比較的軽く済むのであります。或いは所によりまして、この必要経費では反当二石以下を挙げるにもこれでは足らぬといふような場合も出て来るわけでありまして、特に今日我々は小作料の問題を論じておるのであります。今小作料として残つておる土地は一体どういふような生産性の土地か、上層の生産性の土地か、或いは濕田等の不良な所が比較的多いのか、そういうところをもう少しお考へになれば、只今のような答弁はできない筈であります。これは要するに七倍といふ初めからの一つの根本方針を決めて置いて、それに合するに作り上げた数字だといふ言ひをされるを得ないわけでありまして、而も二十四年の八月の数字がこゝろのことになつておりました。その後の今問題になつておる固定

資産税一つ考へて見ても、その他の所得税から考へて見ても、肥料の値上りから考へて見ても、農家の必要経費といふものは大變な上り方をするわけでありまして、仮に米価が上りましたところで、大蔵大臣は米価を上げる、農林大臣も米価を上げると言われたところで、恐らく私は現在のシエレー傾向といふものがそう收まるものではないと思つておられます。こゝろの点は農林大臣はいざ知らず、事務次官としては十分にお分りになつていて、何か外のことを言つておられるのじやないかと思つておる。もう少しづつくらんにおつしやつた方がいいのではないかと。

○政務委員(山添利作君) これは資料をいたしまして、成る程平均的な農家でございまして、より一層資料の正確度を増すといふことには違ひないと思つておられます。併しいづれにいたしまして、これは平均を採るのであります。あなたのおつしやるようにそれ／＼の場所、例えば差額地代といふような觀念で行きますれば、それはもう限界農地に行きますればこゝろいふようなことになり得るだらうと思つておる。併し飽くまでもこれは物の價格を決めますときでも大体平均でいつておりますので、小作料の点におきましてはやはり平均的なものを考へる。これが資料をいたしまして、生産費を調べておられます。生産費のあるもので、外に換るべき資料があるわけではございせん。そういうわけでありまして、やはりこの資料に準據するのが一番の途である。で、その場合にやはり経費とそれから收穫率との問題であり

ますが、これも成る程個々の場合を採りますれば、いろいろの違ひがあると思ひますけれども、多くの平均的な場合を考へて見ますれば、これは收穫が多くなるに従つて経費は増加する。少くなるに従つて経費は減少する。その間多少多い方が経費の増加率は若干少い。こういうたような点もございませうけれども、大體論としてはそういう一致している。こういうのが平均的な見方でありまして、そこで飽くまでもこれは平均的な考へ方をいたしているのでありまして、私の申していることも、結論を出して敢て衆議院の言を弄している、こういうことではないのであります。

尙將來の問題といたしましては、將來と言ひますか、これは昨年から現在まで一年経つておりますが、その間にいろいろ物の騰貴があるというやうな点でございませう。これは来るべき米価によりまして當然修正をされるわけでありまして、その点は心配がないと考へております。

尙米価そのものの方向から申しますれば、ともかく上つて行くという方向には違ひないのでございませうから、むしろその点につきましては、過去のインフレーションの時代よりも私は状況がよくなるのではないかと、いうように思つておる次第でございませう。

尙固定資産税の問題は、當然ここに小作料として挙げられております中から出るわけでありまして、この点はまあ関係がある、こういうふうに思つております。

○江田三郎君 今言われたことについて、どうも納得ができませんのであります。一番最後の固定資産税の問題は、

あなたが言われるのは半分當つておりまして、半分違ひのことでありまして、それは何故かという、農用家屋、農舎、農用地、そういうものの固定資産税はこれは小作料とは別でありまして、この点ばかりの部分もあるものであります。それは別でありまして、若し平均的な数字を出して行くのだという考へ方ならば、一體誰が考へたところで、日本の供出割合の平均数字が二石一斗であるならば、その二石一斗の数字から出て行かないやならんわけですから、更にそれでも實際は不十分なのであります。本當に平均的な数字ということになるならば、小作地の反當收量と反當必要経費の平均的な数字から出して行かなければならぬのであります。そういう点からどう考へてみたところで、二石五斗一升というやうな数字と数字だけで、これを平均的な数字と言ふ根拠はどこにもないわけでありまして、ただ白を黒と言ふことを以て平氣だと言ふのならば別問題でありますけれども、我々はそういうやうなことではないと思ふのです。ただあなたの方で、これ以外に農林省の方では統計を持つていないのだから、適當ではないと思ふけれども、これを出したのだと言われるのならば別問題でありますけれども、これを以て飽くまで平均的な数字であつて、適當なものだと思ふしやるのならば、これは恐らく世間の常識というものの大部分は承認せんだらうと思ひます。その点どうも余り強引な御答弁でない方がよいのじやないかと思ふ。それからもう一つ將來税金等の値上りにつきましては、小作料の値上り、そういうものにつきましても、米価に織り込まれるということ言わ

れたわけでありまして、けれども、これは將來の価格バリエイの計算から行きまして、税金なり、小作料というものはその要素になつていないわけでありまして、これは農林大臣にお伺いしますが、今後農林大臣は税金、小作料等を米価に織り込むところの決定方針を以て二十五年米価を処理されるかどうかというところで。

○國務大臣(廣川弘毅君) これはいつでも、どの委員会でも問題になることでありまして、現在の米価決定についてはもう魅力がなくなつておる。そして今後生産費その他のものを入れて適正な米価を出せということが輿論であるのでありまして、我々もこういうたやうなものを今後やはり入れて考へなければならぬと思つております。

○政府委員(山添利作君) 私はあなたの言われることを実は認めてゐるのであります。二石五斗一升が平均だとは実は申しておりません。やはり二石一斗なり、二石二斗がよいと思ふのです。ただ資料の關係上こうなつてゐる。そしてこれを使う場合に、平均的なものに直せば、四百九十八円というのが二十五分の二十二を掛けるやうな数字になるのだ、その数字の差はあるけれども、これは大體觀察から見れば七倍と

いうのを採るのに左程影響する程度ではない。ですから切りのいいところでやる、こういうわけでありませう。

○江田三郎君 どう考へてもそういういかんじやないですか。これがもう適當な資料でないということになつて、二石五斗一升は適當でないというところがはつきりしておるなら、たまたまこういう数字で見て、片一方は七倍という数字と較べてみたところが丁

度合ひ、さうだからこれを使うということとは出て来ないじやないですか。これが必ずしも適當な資料じやないということとを認められてゐるならば、七倍根拠というものはないということになるのです。これは適當でないのに七倍がやはり適當だということ、恐らく常識のある人間は一〇〇%あなたの方の説とは違つた意見を持つたろうと思ふのです。

○政府委員(山添利作君) これはあなたのおつしやることは、今農林省でやっております生産費の委嘱をしておる農家が少し大き過ぎる、これは農家経済調査の方と大體同じやうな数字が出ておるのであります。大き過ぎるのじやないかと、こういう議論がありまして、その点は私はその通りである、こういうことは認めておるのです。併しそれ以外に考へべき数字がないということ、それからここに出た数字を直すのには先程申しますやうに、経費というものと收穫率というものは大體並行したものであるという前提を一面それは持つてゐるのです。その事柄は過去の研究にもそういうのが確にあつたのでありますから、従つてそれは何ら差支はないと、こういう見解なんでありまして、成る程資料が元からよければそれに越したことはございませうけれども、この資料を使つて、一方そういう経費と收穫率の關係を考慮しつつ引用するということは間違つていない、こういうふうには考へるわけなのであります。

○江田三郎君 これは何度言つたつきりがつきませんが、ただ申しておきます。これは私はただ小作料だけの問題じやない。これは小作料の決定がこ

ういうことでなされるという、直ぐに土地価格を響いて来るし、更に固定資産税、本年度はいいとしても、來年度から固定資産税に響いて来るし、農家全体、たまたま農林省のところでない統計資料を本にされたために農家全体が不當な課税まで將來引受けなやならんという大きな問題になりますから、全国の農民の各において農林省のかような杜撰な資料の使い方に抗議だけで申上げておきます。これ以上の議論をしたところで、つべこべ言うのだから馬鹿らしくなる。

○小林孝平君 農林大臣に一つお伺いしたいと思ふのでありますけれども、その前提といたしまして先日農林大臣は今後の農業政策の基本方針をお話なさいました際に、供米制度は今後統けて参ると、こういうお話をされたのでありますけれども、現行の供出制度というものは、食糧管理法と食糧確保臨時措置法の二本建でなつておるのでございませう。これを統けて参るといふことになりまして、明年の三月に効力を失ひます食糧法の方は今後継続される措置をお採りになるかどうか、お尋ねしたいのでございませう。

○國務大臣(廣川弘毅君) 三月一杯で失効になります法律はこれをよしと、継続する意思は持つておりませう。

○小林孝平君 そういたしますと、今後は單に食糧法一本で供出制度というものをやりになることになるのですか。

○國務大臣(廣川弘毅君) さうにして行きたいと思つております。

○小林孝平君 先般事務次官にお尋ねいたしました際は、この問題について

は慎重に考慮いたして決定するというお話でございましたけれども、その後御研究の結果そういうことになったのでございますか。

○政府委員(山瀬利作君) 大臣の申されたのは、食糧法は失効になつて食糧法でやつて行くといふことを申されたのであります。いづれにいたしましては、割当をいたしますのに諮問委員会のようなものがなくちやならんわけでありまして、それらのことが食糧法等に採り入れられると、こういう前提の下にであります。

○小林孝平君 とにかく現在の食糧法は、いづれの不備の点或いは運用の不十分の点があるものでありますけれども、この計画的な生産を行つたという点については相當の貢獻をしたと思つて、鮮事案以来の食糧事情といふものを考へますと、私はどうしても何らかの形においてこういう制度といふものは必要であらうと考へておるのでござい

ます。農林省は朝鮮事案勃発までの情勢をお考へになつて従来通り食糧法を廃止するようにお考へになつておるのだと思ひますけれども、更に慎重に御研究を頂きたいと考へておるのでござい

ます。この点はどうか、もう一度お考へになつておられますか、もう一度伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘毅君) 御趣旨の通りに三月一杯で廃止になる法律において、どうしても今後必要な点は、これは十分考へて他の適當の方法を講じたいと思つております。

○三輪貞治君 これは前の委員会ではたがひ御質問を政務次官その他に申し上げたのであります。どうも納得が

行きませんので、最後の農林大臣に伺ひたいと思ひます。即ち今期国会には地方税法の改正と同時に土地台帳法の一部を改正する法律案が上程になつておるわけでありまして、この法律によりまして、従来の貸賃価格の制度が整理廃止をされることになつておりました。現在の自作農特別措置法によりまして、この第六條の「当該農地につき土地台帳法による貸賃価格があるときは、田にあつては当該貸賃価格に四十二云々」といふ、この土地価格の決定の基礎になるものがなくなることになるのであります。併しな

がらこの自作農特別措置法等の一部を改正する法律案が通過をいたしますならば、これは貸賃価格の有無に拘らず主務大臣が中央農地委員会に諮問いたしまして定める基準に従つて決めるわけでありまして、問題はな

いわけでありまして、そこ不幸にして土地台帳法の一部を改正する法律案は通過し、この自作農特別措置法等の一部改正法案が審議未了その他懸案にまつたこと、この不幸な場合には、土地の価格の基準がなくなるのであります。と私は承し、又法務府にもお尋ねをして、その通りであるという御答弁を頂いておるわけでありまして、その場合には農地の価格につきましては如何

なる処置を農林大臣には御用意になつておられますか。第六條にありまして、この當該農地について、土地台帳法について貸賃価格がない云々といふような條項でやられるのであります。か、この点をお伺ひいたします。

○國務大臣(廣川弘毅君) 実はよくそれを詳しく存じませんから、事務次官

の方から答弁いたさせます。

○三輪貞治君 これは細かい末梢的なことであらば事務次官の方からの御答弁でいいのであります。我々は何も何回も聞いたのです。ここに二つの法律案が同時に提出されておる、両方共通過すれば問題ないのだが、一方だけ、一方が通過しないという場合に、非常に重大なる、農地の価格の基準がなくなつてしまふ、中ぶらりんになつてしまふ、こういう細かいことは、農林大臣は、そういう細かいことは知らないから事務次官によつてというやうなことは全く心外だ。農林大臣の御答弁を求めます。

○國務大臣(廣川弘毅君) 我々はこの法案が通過することを期待しておりますので、まだそこまで私達實際問題として考へていないといふことであります。

○三輪貞治君 勿論そうであります。二つを一緒に出されるのですから、二つ共通することをお考へになつておられますか。併しな

がら、併しなから若しと思ひますけれども、併しなから若しと思ひます。このことについて全然御用意はないといふことは、誠にこれはどうも農政の責任者である農林大臣としてあるまじき態度である、私はかやうに考へるのであります。が、やはり吉田さん初め一貫したところの、もう、若しやとか、或いは予想とか、そういうことについては全然お考へにならずに、自分の出した法律案は是非でも通す、通らないときには又そのとき考へるといふやうな御方針であるかどうか、一つお伺ひします。

○國務大臣(廣川弘毅君) 通ることを期待しております。實際問題に當りましては万遺漏のないように処理いたしたいと思ひます。

○三輪貞治君 そのことはもうこれ以上お伺ひいたしません。次に昨日近藤証人をお喚びいたしまして、いろいろと土地の価格、或いは小作料等を改正されることについて、学問的な見地からそれが妥當であるかといふことについてお伺ひいたしたのであります。ところがその結論をいたしましては、不幸にしてと申します。か、どうも農地価格、小作料を引上げるなどの必然性といふものがからずとも発見できなかつたのであります。即ち収益価格によつて計算をされますといふと、二十一年以来今日まで黒字の出た場合といふものは一年でありまして、その他の場合はすべて純益或いは小作料等を考へるの外に置いて、尚且つ赤字であるといふ状態でありまして、かやうな權威ある學者の研究の成果が厳として存在しているにも拘らず、飽くまでもこの小作料七倍償上といつたやうなことを強行される、その本當の御意思は、或いは理論的な根拠はどこにありま

すか。又七月三日というやうな期日がよく法律の中に出て参るのであります。が、こういうことについての根拠、尙従来の農政といふものを反省して参りますといふと、必ず農民に対して國家の大きな財政的な負担の要求等がなされる場合には、必ず土地の価格或いは小作料といふものが引上げられておるんです。明治初年におきまして、この國家財政の七割を地租において負担をしたといふときは、その最たるものであります。が、廣川農政

の先ず手初めの問題として、めつたに農林大臣と雖も手を着けることのない農地価格の改正或いは小作料の改正等を御清任早々、而も二十一年に決められて數年を出でないうちに、これをば強行をして改正をされるという、その農林大臣の御信念の真体といふものを、この際に伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘毅君) この前も申し上げました通り、農地の価格のみがすべての環境から遊離することはあり得ないといふことをこの前申し上げたのであります。が、そういうやうな観点からこれは改革しなければならんと思へておる次第であります。尚細かいことは他の委員から一つお聞きを願ひたいと思ひます。

○三輪貞治君 私はこの前農地の価格、小作料等については農地改革の建前から別な考へ持たなければならんといふことにおいて今のやうなことをお尋ねいたしましたので、それに対する御答弁がそのまま今日なされたのであつて、私が今申しているのは、昨日近藤教授から詳細に現在の經濟情勢においても尚且つ小作料その他の純益等を考へなくても赤字になつておるといふ農家經濟の實際を基礎にしても、尚且つこれを強行されるかどうかといふことをお尋ねしているのです。農地価格或いは小作料が外のものと別な、特別な扱いをしなければならんといふ考へ方に立つておられない質問なんです。この場合にこのやうな大きな法律の改正をされることに當りまして、農政學者その他の經濟學者等の御意見をどれ程までに御参考になりましたか、この点も又併せてお伺ひいたします。

○國務大臣(廣川弘毅君) 通ることを期待しております。實際問題に當りましては万遺漏のないように処理いたしたいと思ひます。

○三輪貞治君 そのことはもうこれ以上お伺ひいたしません。次に昨日近藤証人をお喚びいたしまして、いろいろと土地の価格、或いは小作料等を改正されることについて、学問的な見地からそれが妥當であるかといふことについてお伺ひいたしたのであります。ところがその結論をいたしましては、不幸にしてと申します。か、どうも農地価格、小作料を引上げるなどの必然性といふものがからずとも発見できなかつたのであります。即ち収益価格によつて計算をされますといふと、二十一年以来今日まで黒字の出た場合といふものは一年でありまして、その他の場合はすべて純益或いは小作料等を考へるの外に置いて、尚且つ赤字であるといふ状態でありまして、かやうな權威ある學者の研究の成果が厳として存在しているにも拘らず、飽くまでもこの小作料七倍償上といつたやうなことを強行される、その本當の御意思は、或いは理論的な根拠はどこにありま

○國務大臣(廣川弘道) 学者の研究は、これは参考としてお聴きするのは当然であらうと思ひますが、併し具體的に申上げまして、税金等も上ることでありまして、この場合農地の価格を改正することが適當である、こう考へております。

○岡村文四郎 大臣でなく事務次官にお伺いをいたしますが、実は小作料の値上で内心迷ひが生じております。それは地主制度を設定する時の趣旨が一体どういふところにあつたかということでありまして、

それから二番目は、現在地主として扱われております全国の階層は、どういふ者がどういふふうになつて残されておるかということをお尋ねいたします。

○政府委員(山添利作) 第一の質問は御趣旨がよく分らないのでございませうが、地主制度設定する……

○岡村文四郎 今の法律を排する時分に地主というものを認め、保有しているものを認める。そのときに保有地を認め、地主制度を認めたかという趣旨です。

○政府委員(山添利作) これは当時非常に議論のありました点ですが、地主の保有地を認めたという理由につきましては、いづれ土地とそれから土地を利用する労働との調整の間に、まあ自然どうしたつて土地の移動ということは考えられませう、耕作力と土地。その関係におきまして小作地というより比較的移動し易いもの若干程度残して置くことは或る程度合理性がある、こういうことで全部を解放しなかつた、こういうことになつておるのであります。

それから第二番目の、今どういふふうにして残つておるかというところにつきましては、全体の数字が御承知のように約五十万町歩でありまして、多い人は制限面積の一町歩をそのまま持つておる人もあると思ひます。

○岡村文四郎 お尋ねをいたします。目的が地主制度を設けるときの趣旨によつてそれに即応する保有地ができておるかおらんかの考へであります。そこで農家の家族構成が順次変つて参りました関係で、保有地が一つもないということになると、これは非常に日本の農業の将来の発展性が一つもないのであります。そこで地主個人が保有しておるか、地主として残つておる階層が、地主が保有しておつて小作人に廻すのか、そこが非常に違ひます。そこを一つお伺ひいたします。

○政府委員(山添利作) その点の正確な資料はないのであります。全体から通観いたしますと、日本の地主はこれは非常に数が多いのでして、無論三千町歩とか四千町歩とかいう大きな地主の人も五指とか十指とかございませうけれども、大部分は非常に土地所有そのものが日本の経営のごとく零細である。従つて恐らくこの小さい地主のものにつきましては制限面積の中で納まつておるものも相当にあると考へます。今の点は従前の土地所有の階層別の区分を農林統計に持つておられますが、それを見まして明細に分析すればいくらかはつきり出るかと思ひますが、まあその大体的考へをいたしましては極く小さいものが多い。そういう土地所有の状態の下における農地改革でありますとの、一町歩残しておるま

す関係上、これは人数としては非常に多くの所有者と言ひますか、地主というものがあつたわけでございます。

○岡村文四郎 江田さんと事務次官とが大分問答をおやりになつて、到頭これ以上言わんということになつたのであります。私は地主制度を設定したその趣旨、その後の保有地の状態で小作料が問題になつて、論議するといふことは非常に必要な事項だと考へております。そこで一町保有することになつておるから昔の地主がそのまま一町保有しておるということになりますと、これは又考へなければならぬ余地が出て来ると思ひます。そうでなく保有してそれを小作に廻しておる状態が非常に多ければ、これは非常に喜ばしいことで、そこでおのずから小作料の問題になつて来ると思ひますが、これは相見互ひで、法律にそう並べて決めなくても解決もなくはなく、我慢もなる問題であると思ひるのであります。それを一町保有する規則になつてゐるんだから保有してゐるんだということ、元の大地主の人がずつと保有しておられますと、これは問題が違ひます。自然それに伴ひまして第三次農地改革というふうなものも考へられましようし、又小作料についてもそれに大いに影響をなすのであります。この間の農林省の資料によりますと、小作料を七倍上げて農家に影響はないか、そのことはどうだ、こうお聴きしておつたのですが、資料を見ますと、九反九畝耕作をいたしております農家が八畝の小作を出しております。そこで八畝の小作では農業形態にその影響はないと、こういうふうに出てあります。

す。それはその通りであります。八畝といふのは二百四十坪である。一町内外自作者の経済圧迫が少々高くなつても何といふことはないと思ひます。その中で單なる七倍といふ、そういうものを目標にして地主と、こうなるとこれはなかなかそれが適當かどうか、米の平均收穫が二石一斗、こういうのができて来るのです。その最初の基礎がはつきりして納得できる、我慢ができれば、本當の趣旨に副つて保有されておれば、これは話がなんぼも付いて、でかかると法律に七倍値上げになるといふことまで私は書かなくても私は事が済むと思ひます。昨日近藤教授のお話では、二百円以上絶対に拂うべきでないといふ、こういう議論をいたしておりましたが、拂うべきでないといひましたが、却つて返して貰ひたい。小作料といふものは五百円貰つても大した益はない。そこで書くといふことは非常に副的ななしまして、結局議論の的になつて、この法律の通過にも大分御議論があるようですが、そういうことをまじめに本當の地主のようになつておるものが非常に多いと思ひます。そういう趣旨で家族の構成が移動するか、その移動した時分に、最初は五人であつたものが三人になつて、二人減るので非常に土地が余る。そうしてやがて五人になると又何か小作を返して貰ひたい。こういう程度なら余り数字を並べて論議する必要のない状態じやないか、こう考へておるものですか、それを聴くわけなんです。

○政府委員(山添利作) 数字がちよつと参りましたのですが、岡村さんの言われる不耕作地主、これは約十七万戸でありまして、全体の農家戸数に

比べますと二・九%、これらの者で持つております土地の面積は概ね五反歩以下、従つてこれは純然たる地主的なものという意味でございます。従つて大部分のものは岡村さんの言われる耕作者が他に又努力の関係で出しておるのが多いのじやないかと思ひます。併しその場合に小作料など問題にせんでもいいじやないか、こういうことを言われませうけれども、それはそれは参らなないのであります。やはり小作料といふものは一つの明確な基準による統制がなければならぬ。その統制の基準は自作收益価格、これは土地価格であります。その生産費の分析によりまして、農業経営の中から出る余剰から支拂うべきである、こういうことに違ひないと思ひます。

○岡村文四郎 私の申上げますことと喰ひ違つたお話をされておりますが、そうなりますと、今度は問題を大きくいたしました。私はここに統計を持つておりますが、小作料を現在のうちに七十五円に決めておりましたも、千円まで拂つておるのがあります。それが一應の基準を決めておつてもそれがありませんが、そこまでやかましく言わなくてもいいのじやないかと申上げましたが、そうではない、こういうふうな心配しなければならぬというお話であります。そうなりますと、今度の地方税改革によつて固定資産のため農家の負担額が非常に重くなつて、今後農家がどうなるかという心配をどこまでされておるか、それをお聴きします。

○政府委員(山添利作) この七倍という理由につきましては、先程江田さんからお話がありましたあの資料は不

比べますと二・九%、これらの者で持つております土地の面積は概ね五反歩以下、従つてこれは純然たる地主的なものという意味でございます。従つて大部分のものは岡村さんの言われる耕作者が他に又努力の関係で出しておるのが多いのじやないかと思ひます。併しその場合に小作料など問題にせんでもいいじやないか、こういうことを言われませうけれども、それはそれは参らなないのであります。やはり小作料といふものは一つの明確な基準による統制がなければならぬ。その統制の基準は自作收益価格、これは土地価格であります。その生産費の分析によりまして、農業経営の中から出る余剰から支拂うべきである、こういうことに違ひないと思ひます。

○岡村文四郎 私の申上げますことと喰ひ違つたお話をされておりますが、そうなりますと、今度は問題を大きくいたしました。私はここに統計を持つておりますが、小作料を現在のうちに七十五円に決めておりましたも、千円まで拂つておるのがあります。それが一應の基準を決めておつてもそれがありませんが、そこまでやかましく言わなくてもいいのじやないかと申上げましたが、そうではない、こういうふうな心配しなければならぬというお話であります。そうなりますと、今度の地方税改革によつて固定資産のため農家の負担額が非常に重くなつて、今後農家がどうなるかという心配をどこまでされておるか、それをお聴きします。

○政府委員(山添利作) この七倍という理由につきましては、先程江田さんからお話がありましたあの資料は不

完全でありまして、とにかくあれに
よつて御了承願います。将来の見通し
としてそれでは固定資産税がどん／＼
上るかどうかということにつきまして
は、それは考へておらないのでありま
して、これは今までの税の取扱の審議
の経過から見ても、或る程度重なり
とはずつと重なりつつありますが、他
のものと大体同様の倍率にされておる
のでございまして、現在政府から
国会に提出になっております法案
ではその点漠然といたしてございま
す、この前の国会に出された提案によ
りますと、土地価格等が公定価格が
上れば評価基準の倍でもそれに逆比例
して下げる、これは一年だけの話であ
りますが、そういう精神等から見まし
ても、そ／＼この方面が上つて行く
という考へ方はいたしておらないので
ありまして、公定価格を上げるから税
が上がるというのではございせん。小
作料を引上げましたも、七倍と言いま
すけれども、本当はその中の四倍と言
いますか部分は税金でありまして、
あとの三倍部分が地主の手に入る金、
こういうことになっておるのでありま
す。これは小作料の中における税金部
分が半分以上も、恐らく収益の半分以上
も税金を取るといふことは、税理論
から見ると非常に矛盾をしておるよう
にも思ふのでありますが、併しこれは
一帯の貨幣価値の下落と申しまする
か、大体元の貨幣価値の千倍、現在の
案は九百倍であります、それを基準に
して課税標準になつておる。こゝうい
うことになつておるのでありまして、農
地の公定価格は御承知の通りそれより
随分低い七倍にしまして、約五千
円、一方の課税標準が一万円近いもの

に対してそういうことになつておる。
それで当分これは農地の公定価格は低
い。併し課税標準はそれよりも高い、
こゝういふ状況が最終的な経済安定がな
されまするまでは進んで行く、こゝうい
ふふうを考へております。

○岡村文四郎君 今度課税をしようとい
うたしてあります固定資産税の賦課
対象になります百姓の実際の土地の
お話になります件とは非常に相違いた
してあります。それは今日の新聞に書
いてあります。非常に固定資産税は
高く取られるが、總体的に見るとそう
高くないやうになつておる部分がある
のであります。財産は持つておるが収
入はそれに伴わないことをやつておる
のが非常に多いのであります。そこで
税の根本の考へ方が非常にずれている
のであります。国は収入を対象とした所
得によつて税金を取る。それから他方
団体に対しては収入があるかないか分
らないやうな固定資産と云ふ、こゝうい
ふに殆んど四分の一の税をかけてそう
して取ろうというので、これは非常に
矛盾をしておる。取り易いものはどん
どん取り上げて、非常に収入があるか
どうかが分りにくい、納税者の拂う力
のないものは地方の力に委ねるといふの
は、これは非常に矛盾をいたしておる
のであります。それはそれでよろしい
のでありますが、私は現在のように、
地価も上りどん／＼上つてはいかんと
いふお話は聞きました。今法律に書い
てあるのは最少限度のことを書いてあ
る。現在の最少限度、そこで六、七、
八と三年間百分の三を越すことができ
ないと言つてあるのですが、それは地
方の公共団体の構成成分によつては、
百姓は飛んだことになりまう。そこで

飛んだことになると申上げますのは、
例へば委員の構成が百姓の意見が通る
やうな構成になつておると、これは
はそれで結構でありまうやうが、私は
それは考へられせん。そうすると常
に弱い、徳川時代から虐げられておる
弊にはなつておりますが、百姓は全
く地に墮ちたことになると、これは全部
と申上げません。こゝういふ心算を
しておるのであります。こゝういふ心算
す、地方には財産は持たないがなか
なか暮しがよくなつておる、こゝうい
ふ者があります。これはちつともそ
ういふことにはならないで、やはりず
ういふ人は非常に得をしておる、ずう
いふ人は財産を保持しないでこゝうい
ふ非常に困つて来る。こゝういふことが
つきりいたしておりますが、これを庇
う者は農林省だけが庇つて、それ以外
それはいかん、こゝういふので徹底す
るやうに御協議になつて、あの税法がで
きたのかどうか、それも一つお聞きし
たいのです。そこで事務次官ばかりに
お聞きすることは、あなたもど／＼
からよく知つておられて、農政局長時
代だと思ひますが、農政局長にならん
先からよく知つておられるから、あな
たばかりにお聞きしておりますが、実
際の日本の農業者の立場というものは、
私はもう半数以下の農家は非常に
困つたことになるといふことを今言明
して置いてもいいと思ひます。結果を
見ないのに言明するのは横着であり
ますが、何年もせんに結果は出て参
ります。そこで私に言わせまうと、総
理大臣がよく中立国のような武器を持
たない国を侵襲しようと思ふ者は罰
が当ると言つておりますが、私はこれ

こそ百姓の実際の困窮を知らないで百姓を虐
める者は罰が当る、これは宗教的なこ
とで急に間に合ふことですが、これ
を大いに心配するのは農林省だけであ
ります。外の役所は農林省の弱みにつ
け込んで、いつでも農林省は虐げられ
ておるし、大臣もそうでありまして、
今度の大臣はそうではありませんが、
声いふでも虐げられておる、弱みば
かりつけ込まれておるので我々は憤慨
しておる。農林省の役人は馬鹿ばかり
で駄目だと言つておりますが、八方か
ら責められてどうも割の悪いことにな
つておるものが今までの現状でありま
す。ですから私は地方税の草案につ
いて、どこまで一体農林省ではこれを討
議し、検討をし、實際を考へてやつて
貰つたのであろうか、こゝういふことを
考へますと、非常に疑いの目を持つて
おります。聴くは聴くのだが、とこと
んまで協議しなかつたと思ふのです
が、どうなんですか。

○政府委員(山瀬清作君) 恐らく農林
省はいつても農家のための主張をしま
すので、外の役所から見ると、あれは
余程頑固な、もの分らん役所だとい
うふうに見られておると思ふのであ
ります。併しこゝういふことは農林省
の伝統的な性格でやつておるわけであ
ります。無論地方税の問題といたしま
しても、農林省としては農林省の主張
は随分強硬で、且つ最後まで、森農林
大臣の時分でありまして、閣議のとき
でも随分言つておつたのですが、ただ
その間のことは余りくどく／＼と申上げ
ましては余り益もないことと思ひま
す。併し農林省の者にはよく
おりますことは、農林省の者はよく
な者はおらんかも知れせんけれど

も、熱意につきましては岡村さんに決
して劣つておりません。
○片柳良吉君 私には審議の促進の見地
からさつ／＼お尋ねしたいと思ひ
ますが、問題は小作料及び農地
の価格の引上げの問題でありまして、
い／＼／＼今日まで御意見も出ておりま
すが、この小作料なり農地に価格は法
律には別段明文がないわけでありま
して、飽くまでこれは政府の方針と言
いますか、又正式には中央農地委員会
に諮問いたしまして決定するべき事項
であります。法律事項ではないわけ
でありますので、そこで一応従来の資料
から七倍というやうな案が決まつてお
るやうであります。この際農林委員
会等の意見を十分斟酌をせられまして、
これをもう一遍再検討して頂けないも
のかどうか。特に私も予ての米の生産
費の議論から見て参りまして、やは
り相当の基準を生産費には加へべきで
あると思つておるのであります。この
点がお考を願ひたい事項の一つであ
ります。

それからもう一つは、先程来江田さ
んからい／＼御質問がありまして
が、食糧庁企画課の試算では、昨年度
の生産費はさつ／＼と調査があると思
ひますが、而も物価の変動はあります
けれども、原単位計算であります。こ
れは過去の古い生産費の資料もこれは
使えないのではないかとと思ひますが、結
果において倍率が変わるからかどう
か分りませんが、もう一遍それを我々の
意見を探り入れて再検討して頂くこ
とができせんかどうか。これは審議の
促進の立場から私は実は過去の経緯も
ありますから申上げにくいわけであ

りますが、そういうようなことはどう
でありますか。それからもう一つは、
私はやはり米価なり小作料等の若し嚴
密に行きますれば各農地についてそれ
ぞれ生産費も違つて参りますから、
従つてここに一定の基準を作るという
ことは、これはもう技術的に止むを得
ないと思ひますが、併しそうしますと、
と、先刻からの御意見のように、耕種
に近い、限界生産地なり、或いは生産
費が償ひ得ない、或いは小作料の負担
に堪へ得ないという事態が起つて参り
ますので、むしろさうな低位生産地
帯に対して今後土地改良その他の施設
を重点的にやつて行きますして、その面
から標準的なものに近からしめるとい
うような政策を實行して頂きますれ
ば、基準であることのアンバランスは
逐次解消されると思ひますが、そうい
うようなことで行きませんと、仮に生
産費を採りましても、やはりそれは標
準以上の耕地がべーされるに過ぎない
のであります。低位生産地は小作料
なりの引上げに従ひまして、生産費が
上つて参りまして、米価が決定されま
しても、尙低位生産地はべーできない
というやうな事態がでますので、か
ような低位生産地帯の生産力の向上に
力を入れるということと調整する外は
ないと思ひますが、この点に
つきまして一つ審議の促進上から忌憚
なき御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 再審議の問
題でございますが、これはいろいろ／＼検
討を頂きます以上、私共もただものを
一応決めたから、それで突つ張るとい
う考え方は持つておりません。いろ
いろの材料がございます限りは、それ
についての審議はいたすつもりであり

ます。結論は別といたしましていろいろ
の問題になりまして、これについて吟味
をして参るということは、これは行政
をお預りして参ります者としては当然
な責務だと思ひます。

次に基準を設定すること、個々の耕
地に具体的にアップライして行く問題
でございます。取敢えずの問題といた
しましては、法律が変更されても個々
の土地について精査することができま
せんので、従来の貸賃価格に倍率を掛
けたものであります。従来の貸賃価
格にその土地の相違はある程度現れて
おりますが、併しそれは随分もう十二
年も三年も昔のことでありまして、一
定年即ち即しませんが、そこで中央から一
定の基準を示しますと共に、今後の
やり方といたしましては、改正法律に
書いてございまして、その基準
に従ひつつ市町村の農地委員会が一筆
毎に等級をつけまして、さうして適正
な価格並びに小作料を作つて行くと、
さういふ考え方をいたしておるのであ
りまして、取扱につきましては片柳委
員のおつしやいましたことと全く同じ
考をいたしております。

○三好結君 今審議中のこの法律案に
つきましては、相当重要問題が沢山含
まれておるので、この短い期間に審議
するのは余程我々努力してもかなり無
理な点があることは最初からしほ／＼
私申し上げた通りなのであります。そ
のむずかしい／＼な問題の中にお
きまして、例えば農地改革が一段落
したという考え方、更にこれ以上の改
革はやらない、さういふ考え方を採つ
ておられると思はれる政府に対して、こ
れとは全く異つた立場を採つておるもの
もあるわけでありまして、さういふ

た、どちらかといへば政治的な意見の
相違、対立から来る疑問というものは、
どこまで審議しても容易にこれは一致
することはなかつたと思ひます。

今大分問題になりまして小作料の問題
にしまして、これは政治的な見解の
相違で容易に一致点を見出せないとい
う部分も随分多いと思ひます。ありま
す。ところが一面において、政府が考
えておる小作料の取扱方針である七倍
に引上げるという根拠は計数的に算出
されたものであります。これは一面に
おいては政治的な問題であります。こ
れども、一面においては具体的な数
字上の問題なものであります。さうい
う技術的な問題に關する限りはこれは
十分な検討をすれば相当問題が明かに
なつて来るし、解決に近付くのではな
いかと思ひます。江田委員より

いり／＼政府から提出して頂きますし
た資料に關して御質問がございまして、
事務次官より答弁がございまして、そ
れを聞いておりました。私自身もまだ
はつきりしないし、江田委員も要領を
得ないというのでまあ憤慨して質疑を
打切つたやうな恰好になつておると思
うのであります。七倍に引上げると
いう数字が出てきた根拠は、提出頂い
ておりますこの参考資料に基くもので
あるといたしたならば、私も非常に
疑問を持つのであります。事務次官
も反当量二石五斗一升にしておるこ
とが不適当であるといふことは一應認
められたと思ひますが、さうい
うと、反当量自身を正当と
認められるものに変へることで相当結
果が變つて来はしないかといふことを
私は思ひます。成る程事務次
官が一応申されておりますように、反

當收量を切下げたならば、生産費自身
においてもそれに應じて低くなつて
来るという、比例的な關係にある生産
費もあると思ひますけれども、固定的
な費用も勿論あるわけでありまして、
で、その辺の事情を十分に究明する必
要があると思ひます。七倍と
いうのはつきりした数字が出て来た根拠
が、この資料に基くものであるとい
つたならば、この数字を示して
いり／＼説明してあります。この資料
自身をもつと掘り下げて検討すること
が必要ではないかと思ひます。さうい
ふ点で委員の方におきま
して、七倍値上げを導き出した將來の
小作料の取扱方針に關する参考資料の
把握をなし得る資料が早急に提出でき
るのであつたならば更に提出して頂い
て、数字的な検討をいたすことができ
れば幸いと思ひます。これは
委員長に審議の問題としてお願い
いたしておきたいと思ひます。ありま
す。事務次官に一言お伺ひいたして見
たいと思ひます。先程江田
委員との質疑応答を通じて、若し私の
聞き間違ひであれば訂正いたしますが
二石五斗一升という反当量は、仮に
二石一斗に切下げられても、七倍とい
う小作料値上げの倍率はさう変らない
のだといふやうな御見解のように伺つ
たのであります。私はこれを二石一
斗に切下げたならば、生産費は仮に比
例的に動くといひましたが、倍率は
變つて来るのではないかといふやうに
常識的に考へるものであります。この
点についての考をもう一度はつきり伺
いたないのであります。

○政府委員(山添利作君) 普通の、例
えば二石二斗といふことでございま

と、そこに四百九十幾ら、五百円と出
ております。それに掛ける二十五分の
二十二というのが變る数字でありま
す。その間さつと六十何円違ひわけ
であります。その辺のところは、いづれ
にいたしまして七倍という結論で大
した違ひはない、さういふ意味であり
ます。

○三好結君 さういふ比例的な計算を
しますと、私の計算では約六倍にな
ると思ひます。七倍と六倍といふのは
大した違ひはないのであります。これ
も、これは大きい問題なのであります
。而もこれは生産費が一応比例的に
動くものと仮定した場合の数字なので
あります。私は生産費はそんなに比
例的に動くものばかりでなくして、固
定費用を考えますと、この数字はもつ
と検討を要すると思ひます。さうい
ふ意味から先程委員長にお願い
いたしたように、この七倍といふ
数字が出て来た根拠そのものについて
もつと計数的な検討をする必要がある
と思ひます。その辺の取扱を、時
間的な關係などをお考へ合せの上で適
当にお願いしたいと思ひます。ありま
す。

○委員長(岡田宗司君) これは委員長
から申上げますが、只今三好さんか
ら、小作料の算定についての基礎資料
が只今までに政府から提出されたもの
では不十分である、これでは審議の基
礎にならん、何か別にさういふものが
あれば至急出して貰ひたい、さうい
う要求があつたのであります。農林省
におきましてはそれをお出しになりま
すかどうか。私共は出して頂くことを
希望するのですが、その点如何です
か。

○三好始君 私はこれとは又全然別な角度から、資料というよりは、農林省が提出いたしましたこの資料を正確に把握できるように資料を出して頂きたくて、外角からの資料も出して頂ければ結構でありますけれども、差当つてはこの資料そのものを十分把握できるように資料を出して頂きたい。

○委員長(岡田宗司君) 如何でございますか。

○政府委員(山添利作君) 大体一年だけの問題でなくて連続した、先程片柳さんも言われましたが、連続したような年数を採つて結論を見出すというのが一番よいのだらうと思ふのです。ところがこの物量原単位による調査といふのは、統計調査局で昨年初めてやりましたのでありますが、証人として説明をされました近藤博士が作られたのです。それまでの資料はございません。

○三好始君 そういふものでも結構であります。

○西山七君 私、農林大臣にお尋ね申上げたいと思ふますが、過日米委員会の論議の中心になつております小作料の七倍、これに對しましては、閣議で決定をしておるようになつて承るのであります。併し今の審議の経過を見ておると、多少その資料なんかに對しましても疑義を挟む点もあるように思ふますので、先程片柳委員が申されましたように、この小作料の七倍といふものには對しまして、もう一度政府に對して十分に検討して頂いて、閣議では決定をしておりますけれども、これは再検討を考慮しよう、こういうふうな大臣の言明を得ることが出来るか否か、それにつきまして、審議の進行上非常に關係するところが多いと思ふのであります。その点をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(山添利作君) この間の私のお答えしたことに對しては、お述べになつておられますが、成程そういう單純な印象を與えたといふことは間違つておられます。私が申し上げました趣旨は、先般も申し上げました趣旨は、この価格改訂の方針は從來と變つていない、自作収益根拠によつておるというところは確かでありまして、且つ改正法律の中にもその趣旨のことは、例へば土地の価格でありますと自作農の、農地取得、自作農、経営、安定セシムルコトヲ旨トシ、こういうことになつておられますが、小作料の統制の基準におきましては、小作経営者の経営を安定せしむることを旨とする、こういうことから裏を返して見ますと、從來決めておりました価格形成の形式とこの七倍の価格形成の形式と同じことを

申しておるのであります。ただまあ余計なことではあります。ちよつと申上げて置きますが、この間私がストップ令と同じような状態だといふことを申しましたのは、そういう今の理論上の計算と同時に治革から申しまして、競争中農別にストップ令をかけたわけですね。それが農地調整法の改正によりまして、いわゆる第一次農地改革の時分に、今申しました理論と同時に、從來のもの全部一括した、その規定振りが非常に不適当なものになれば変えるという規定はございませうけれども、その規定そのものが大體固定的な規定振りにされておる。更にその後には自作農創設特別措置法によりまして地価を賃賃価格の四十八倍と固定した、こういうところから自然さういふ結果になつておることをただ結論的に申上げたのであります。小作料乃至地価の統制の根本趣旨は、あなたのおつしやるようなところにあるといふことは、これはもう農林省といつても結構です。又法律の上におきまして終始一貫變りはないのであります。

○江田三郎君 もう一つ大臣にお尋ねしますが、固定資産税の問題について、この農林委員会としては、今度の二・二・五の倍率といふものは不適当だ、どう計算して見ても七・五以上の倍率は無理だ、こういうふうな結論が出ておるわけでありまして、これは地方財政の委員会の方に申入れをして、委員長の方でどう取扱われるか知りませんが、大臣としてこの固定資産税の倍率には二・二・五といふものをどうお考えになつておるか、又こういうことを農林委員会が満場一致で七・五を適當と認められた場合には、この改正に

それから又、物量という關係は余り年々によつて移動がございせん。従つて一年分だけのそれを採りましたも差支ないものと、こういうふうな考えをしております。それから物量計算でなく、いわゆる單純な普通の考へております生産費ですね、これを採つてやりますと、これは戦争が終りましたから、二十三年くらいまでの間はインフレーションの時代でありまして、これはもうまち／＼で、先程あちらから、皆さんからもお話がありました。これが、連続した資料になりません。これは断続的であります。連続した資料としてこれを取扱ふことはできない。従つてこれはこういう問題を考えます。

○政府委員(山添利作君) 先程事務次官から答弁した通り、これと、實際の個々の資料その他を合せて善処したいと、こゝ言つておりますが、あの通りであります。

○江田三郎君 その問題について、大臣にお尋ねします。まあ大臣にお尋ねするのには、例へば政府買上げをなせ七月の三日に決めたかといふような、日の根拠といふようなことを聞くのが一番適當じやないかと思ふのであります。けれども、そういうことじやなしに、一つ真面目に御答弁願ひたい。それは昨日も近藤証人を喚問したのであります。小作料なり、或いは土地価を決めるときに、どういふ根拠でこれは決定されたのか、そういう質問をこの前委員会でいたしましたところが、事務次官は、それは一般的な物質のストップ令と同じようなものであつたのだ。こういう答弁があつた。ところが近藤証人は、事實あるに當時當つておられまして、そうではなかつたのだ。これは小作農が生産された物から必要な経費を引き、そして資本利を引き、更に利潤を引き、尙後に拂ひ得るものが小作料である、こういう一般的な原則の上に立つて決めた小作料である。又それに基いた土地価である。こういうことを言われたわけなんです。これは私にはやはりはつきりとした農地改革の根本的な精神だと思ふのであります。ところが、最近になつて来ると、それが非常に崩れて来たといふふうに我々は思ふのであります。この二五五斗一升の計算にしたところが、どうも表面は小作でありましたが、再生産を講ぜずに、支拂ひ得る額を限度として合理的に決定するといふことにいたしました。これをいふけれども、どうもいふ／＼質問をいたしてみますと、そういうことになしに、何か腰だめのものを決めていて、それに合ひ得るたま／＼あつた数字を持つて来たといふふうにししか考えられない。それは農林大臣の御答

弁にしましても、周囲の事情が變つて来れば變るのだといふふうに、これは大臣としては極めてお上手な御答弁かも知れませんが、これはそういうものじやない。物価のストップ令で決まつたやうなものであり、周囲の情勢でぐるぐる變つて来ておるものでないのだから、或いは小作農が生産されたものから必要な経費を引き、そして資本利を引き、利潤を引き、最後に残つた余力といふものが小作料として出て来るのだ、この原則といふものはどこまでも變るものではないのであります。今後只今西山さんの言われたやうなものを考慮されるとしても、その原則といふものははつきりと確立して置いて貰ひたい。それがないうといふとどうも妙な腰だめのものになつて終つちまうことになる。この点ははつきり伺ひたい。

○政府委員(山添利作君) この間の私のお答えしたことに對しては、お述べになつておられますが、成程そういう單純な印象を與えたといふことは間違つておられます。私が申し上げました趣旨は、先般も申し上げました趣旨は、この価格改訂の方針は從來と變つていない、自作収益根拠によつておるというところは確かでありまして、且つ改正法律の中にもその趣旨のことは、例へば土地の価格でありますと自作農の、農地取得、自作農、経営、安定セシムルコトヲ旨トシ、こういうことになつておられますが、小作料の統制の基準におきましては、小作経営者の経営を安定せしむることを旨とする、こういうことから裏を返して見ますと、從來決めておりました価格形成の形式とこの七倍の価格形成の形式と同じことを

申しておるのであります。ただまあ余計なことではあります。ちよつと申上げて置きますが、この間私がストップ令と同じような状態だといふことを申しましたのは、そういう今の理論上の計算と同時に治革から申しまして、競争中農別にストップ令をかけたわけですね。それが農地調整法の改正によりまして、いわゆる第一次農地改革の時分に、今申しました理論と同時に、從來のもの全部一括した、その規定振りが非常に不適当なものになれば変えるという規定はございませうけれども、その規定そのものが大體固定的な規定振りにされておる。更にその後には自作農創設特別措置法によりまして地価を賃賃価格の四十八倍と固定した、こういうところから自然さういふ結果になつておることをただ結論的に申上げたのであります。小作料乃至地価の統制の根本趣旨は、あなたのおつしやるようなところにあるといふことは、これはもう農林省といつても結構です。又法律の上におきまして終始一貫變りはないのであります。

○江田三郎君 もう一つ大臣にお尋ねしますが、固定資産税の問題について、この農林委員会としては、今度の二・二・五の倍率といふものは不適当だ、どう計算して見ても七・五以上の倍率は無理だ、こういうふうな結論が出ておるわけでありまして、これは地方財政の委員会の方に申入れをして、委員長の方でどう取扱われるか知りませんが、大臣としてこの固定資産税の倍率には二・二・五といふものをどうお考えになつておるか、又こういうことを農林委員会が満場一致で七・五を適當と認められた場合には、この改正に

ついて今後どうしようにおやりになるか、これは大臣も、御答弁できると思います。

○國務大臣（廣川弘禎君） どうも、不傳手なことばかり聴かれますので……、これはやはり我々政府のものとしまして、地方税法案の出たものに載つておるものを支持する以外に途はないと思ひます。

○江田三郎君 これは重ねて申します、自由党の皆さんをも含めて農林委員会の全員の希望なんぞございまして、それでもあなたは無視されて行かれるかどうか。

○國務大臣（廣川弘禎君） 向うの委員会から相談があれば私適当に善処いたします。

○三輪貞治君 先程三好委員から、小作料七倍値上の参考資料としての生産費の表に対して、納得のできるような、又これを証明するような資料を出してくれという御注文があつたのであります。その場合に、私も一つの希望を申上げて置きます。生産費のいろいろな要素の中で、肥料の費用が二千七百六十八円になつておるのであります。説明によりますと、これは二十四年八月十五日の価格のあるものは、それによつて算出したものだといふふうに出ております。もうすぐ明後日から肥料の値段が上がるというふうな情勢下におきまして、新しい肥料の値段を勘案したところの生産費の計算といふものも考へて頂かなければならぬといふこと、もう一つは、石当り四千四百三円の生産費によつて生産をする農家といふものは、恐らくこれは中流以上の農家でありまして、米の生産費は千差万別であります。私の持つて

おる資料によりまして、安いものは千四百円から千二百円の生産費になり、高いものは一万三千円にもなる、そこでこれは平均されたものであります。で、大体において小作地を沢山持つておる農家といふものは土地の條件が悪いのであります。その農家の生産費といふものは平均より上る。單純に平均を持つて来て小作料の算定の基礎にされることは非常に危険であり、そこで先程もお話のありました二倍でありまして、その農地、小作地を耕作しておるころの農家について、一つその農家の平均生産費を出し得るような資料といふものに基かないと、全農家の平均的なものでは、これはちよつと小作料の算定には困るのであります。でありますから三好さんはこの資料以外にも、若しできれば望むけれども納得のできるような資料といふことでありましたが、私はそういうふうな資料を併せて一つ御提出になるように希望申上げて置きます。

○政府委員（山添利作君） そういう資料はございませぬ。ですからちよつと提出いたし兼ねます。

○三輪貞治君 それでないと小作料の値上げを生産費によつてやるといふことになる、ちよつと納得できないのじやないかというふうに考へるのでありますが、ないでしようか。

○政府委員（山添利作君） 成る程お考へのようなことも理窟としてはないとは申さないものであります。それは恐らくさういふ資料がありますれば非常に結構だと思ひます。併し現にそういう資料がないといふこと、それから第一小作地だけの生産費なんというものは、なか／＼出るものではありません。

人。一つの農家を掴まえてやるなら別であります。……それからどうせこれは経済のことでありまして、それそれ関連性を持つておるのであります。て、やはりこういう資料によつて推定、推定と言ひますか決めたことが不合理だと思つておられません。

○三輪貞治君 私は小作地だけの生産費の資料を求めておるのでなしに、單純な平均でなしに、それに近い資料がございすればといふことを申上げておるのであります。

○政府委員（山添利作君） 遺憾ながらございませぬ。

○委員（岡田宗司君） 午前中の審議はこれくらいにしまして、後は午後継続してやりたいと思ひますので、その節にお願いいたします。それでよろしうございませぬか。

○委員（岡田宗司君） ではそういういたします。

○三輪貞治君 その場合に農林大臣は来られますか。

○委員（岡田宗司君） おいで願うようにいたします。それで休憩に入りまして前に大臣の方から、麦の補正割当等の問題につきまして一昨日、昨日に互つて知事會議が行われておりました、どうやら結論を得たようでございますので、その結論に對しまして、農林大臣としてのお考もあるようでありますから、それらの点について、お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣（廣川弘禎君） 昨日一昨日、二日に互つて、知事會議を開きまして、本年度産の小麦、大麦の割当に關する會議を開いたのであります。この前に一言お話申上げておきた

と思ひますが、何か知らんこの關係筋から麦に關して、その他食糧に關して、安易な考が今までずつと流れて来ておつたやうでありまして、その線に沿つて事務當局も折衝いたしておつたやうであります。それで非常に軽い氣持で、今度の麦の割当を行つたやうでありまして、急に最近に至りまして、主食に對しましては、非常に強い意見を持つようになつたのであります。そこで私達は、何回となく關係方面と折衝いたしまして、最後に最高機關まで参りまして、いろいろ農民の現在のある方、或いは又世情のある方等を説明いたしたのであります。何といたしまして、その声を受入れて貰えなかつたのでありまして、最後には最後の指示を受けて、止むを得ずそれによつてやつたやうな次第でございます。その大要は、要するに連合軍の全軍が、極東の平和のために全力を挙げておるときである。又アメリカの市民は非常に大きな負担をして、それに堪へ忍んで、極東の平和のために盡しておるのであるから、日本政府としては、強制的に主食の確保を圖つて貰いたいといふことであります。大要は二十五年産の小麦、大麦の供出割当に關しましては、事前割当の線を下げるがごとき補正を認めないといふこと、更に超過供出に對する特別買上價格は、既往價格の一・二五倍以上支拂つてはならないといふこと、それから小麦、大麦の供出割当は強制的であり、又麦は八百二十七万一千六百石、玄米石を下ることを得ない、これを先送するやうに、日本政府は全面的な処置を講じろ、こういう通知であつたのであります。これを知事會議にかけましたと

ころが、知事會議といたしましては、なか／＼承服できませぬし、又將來の見通しも困難であるといふことで、知事から提案されました四項目を持つて、又私折衝いたしたのであります。が、先程申し上げましたやうに、そういうふうなことを含めて、最後の指令となつて出て参つたのであります。で、昨日になりまして、知事と調整委員との連絡會議において大體意見がまとまりまして、客觀情勢等がさうになつておるならば万止むを得ない。我々もそれに協力しようという態度になりまして、特に最も事変を身近に感じておる九州地区、中国地区の方々の主導性を以ちまして、非常に緊迫しておる情勢であるから、万止むを得ず我々は協力しようといふことに相成つたのであります。その條件といたしましては、保有麦を割るやうな場合には免責の処置を講じて貰いたいといふこと、それから五等麦の設定については、規格、等級等について十分これを考慮して、災害農家をいゆる援護するといふ意味を以て、この五等麦買上げについては十分氣を付けて貰いたい。又町村以下に割當するために必要な資料は、農林省から出して貰いたい、こういう三つの條件をつけた了承いたしましたので、全員協力するといふことになつたのであります。尚要項事項といたしましては、榮種その他雜穀等は、これも供出の対象としてもらいたいといふこと、それから検査等が今まで下へ行きますといふと、苛酷に過ぎておる嫌があるから、余り苛酷にならないやうに注意してもらいたい、こういう二つの要項事項を添へまして、全面的

に協力することになり相成つた次第でございます。

○三浦辰雄 実はず後の審議、或いはその後の日程に影響のあることであるので、今ちよつとお伺いしておるのではありませんが、実は明後日から肥料の統制が撤廃されるわけでありまして、これは法律によらず安定本部の政令でできるわけでありまして、併しなから丁度国会が開かれておりますから、農林大臣或いは安本長官において、機会を見て農林委員会にその御説明がされるかどうかということをお伺いしておるのではありません。いつそそういう予定をされているか、若しそういう予定がなければ、是非一つそういう日程を組んで頂いて、統制撤廃についてのその後のいろいろな農村において考えられていくような心配その他に対して一つの安心を與えるようなお言葉が頂きたい、かように本員は希望しているのではありません。

○委員(岡田宗司) それでは、それは御相談を願ひまして、適当なときに農林大臣の方から、或いは安本長官の方から、農林委員会に対して御指示があるものであります。

○池田宇右衛門 進行について、甚だ委員長、理事の各位は誠に御苦労ですが、休憩中に理事会を開いて御協議を重ねて頂きたいと、かように進言いたします。

○委員(岡田宗司) それでは午後再開の時期に理事会を開催いたします。進行等について協議いたすことにいたします。それでは一時半に午後開の会議を開会いたしたいと思います。それではこれで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時四十分開会

○委員(岡田宗司) それでは午前中に引続き質疑を続行いたします。

○委員(岡田宗司) 私ちよつと事務次官にお尋ねしたいのですが、小作料の値上げに関する点につきまして、先年でございますか、地租が増加されて百分の五になったことがある。その際に、小作料についてはどういふ法的措置を講ぜられたか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(山添利作) これは小作料につきましては、税金の値上げ分だけを耕作負担とするという小作条件の改訂ということをやつたのであります。但し、これは曲つた方法を便法として採つたわけでありまして。

○委員(岡田宗司) その便法は、省令を以ておやりになつたのでございすか。

○政府委員(山添利作) 省令をやつたのであります。その省令と申しますのは、大体そういうことの変更につきましては、都道府県知事の許可を受けなければならぬわけですが、ところが多くの小作契約について、一々都道府県まで持つて行きますのも事実上できませんので、農地委員会が承認をする、そういう法律の規定があるわけなんです。その農地委員会が承認をして、それによつていふ場合として、只今のような場合を省令で改訂したわけでございます。

○委員(岡田宗司) 若し今回の改正案が成立いたしますと、而も固定資産税が設定されて、実際に地租から固定資産税に変わりますと、その

ために土地所有者の負担が増える、こういう場合に、そういう措置を事務的にできるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○委員(山添利作) 去年やつたことは今年できんというわけに行かぬのですから、ただ、農地の問題につきましては、今までも、申上げておりましたが、これは昨年来農地価格という点につきましては、農地改革を講じて、御承知のように、違憲訴訟が非常に賑山出ております。あつて農地の価格では、憲法にいわゆる正当な保障であるか否か、この問題がなかなか出ておるのではありません。もとよりこれは正当なる保障と考えておりますから、私共信念を持って微動もいたしません。併し、段々が移つて参りました、いわゆる農地改革時期における政府買収の対象になります農地につきましては、今後現在の農地価格で行くわけでありまして、新しく不在地主になりまして、かような新に発生するものにつきましては、そこに非常な問題が起るわけでありまして、従つて、農地価格の問題をこのままに永く放置するということとは到底できない事情にございます。

○委員(岡田宗司) 御質問願ひます。

○三浦辰雄 この改正の中で、自作農創設特別措置法で取得した土地、或いは買つた土地で、自作農の創設又は農業上の土地利用において増産の目的に供しないということが分つた、供しないことを相当と認めるときは、その取得の対価に相当する価格で売渡さなければならぬ、ということがあります。そこで前にもちよつとお聴きした

のであります。この認定の問題は、従来の委員会等は使わなくて認定をするところまで行つて質問が切れておつたのであります。この認定は政府としてはどういふ機関、或いはどういふ方法で認定をされるか、それを伺ひたいのであります。

○委員(岡田宗司) 今日狭い日本の土地として、山林或いは原野は少くしてはならない、今日むしろ人口の多勢な者を養つて行く上から言つても、土地というものをあらゆる観点から見て最も有効に使わなければならぬ、ということに異議はない。併し、自分の知つてゐる範囲においても可なり当初の買収等に当りましてはその適正を得なかつた土地があるように思ふ。そういうことがあるとすれば、非常に今日の土地の利用から言つても残念なことである。更に治山治水の關係から行きますと非常に農家の屋根も壊されるというふうな關係になつておりますので、当然この処置は期待されたことではあります。その方法をどういふふうにして認定をされるか、可なり實際問題になると問題が多いと考へますので、その点をお聴きたいと思ひます。

○政府委員(山添利作) 只今三浦さんのおつしやいましたことは、主として開墾適地の問題でございますが、開墾適地を取得いたしますのは、適地選定部会で審査をいたしております。これが不適当であるという認定につきましても、これは主として府県における専門技術者からなつております開墾における選定部会でやりたい。こう考へております。

○三浦辰雄 適地選定部会というところは、一応分るように見えますが、今日の経過から見ると必ずしもその適地選定部会というものが、その思つたより、中央政府が思つてゐるよう活動してゐるには限らない。ところが一応この機関にかかるといふ、なかなかこれで自分達が一応選んで、それを可としてやつたのであります。それに、内々それは成程無理であつたと思へても、それは行かないといつたような場合が往々あるのではなからうかと想像されるのであります。でありますから、原則はさうなところであるといふことが、實際から言へば止むを得ないことではあらうけれども、それを何と申しましようか、さばきます上の、實際に合せるために、何か、例えば中央で一々やるわけには参りません。そこで、さばらばといつても、よしと言つた、可とするといつた機関でやるといふことは、その機関の性質から言つても或いは又面子というふうな点から言つてもなかなか結果が現れて来ない。そうすると、その土地のいろいろの観点から誠に残念な、無駄な遊んだ土地をいつまでも眺めつこしていただければならぬという問題になる。一方におきましては先般造林の臨時措置法というものができて、この土地といふものを高度に使つて行こう。殊に治山治水の關係から言つて非常に強く探り上げられてゐる際でもありますので、これをどうしても動き易いような形に持つて行つて貰ひたいと思ふのであります。そこでその点についての本當の運用の形を一つその心組を聴きたいといふのが私の質問であります。

○委員(岡田宗司) 只今三浦さんのおつしやいましたことは、主として開墾適地の問題でございますが、開墾適地を取得いたしますのは、適地選定部会で審査をいたしております。これが不適当であるという認定につきましても、これは主として府県における専門技術者からなつております開墾における選定部会でやりたい。こう考へております。

○政府委員(山添利作) 只今三浦さんのおつしやいましたことは、主として開墾適地の問題でございますが、開墾適地を取得いたしますのは、適地選定部会で審査をいたしております。これが不適当であるという認定につきましても、これは主として府県における専門技術者からなつております開墾における選定部会でやりたい。こう考へております。

○委員(岡田宗司) 只今三浦さんのおつしやいましたことは、主として開墾適地の問題でございますが、開墾適地を取得いたしますのは、適地選定部会で審査をいたしております。これが不適当であるという認定につきましても、これは主として府県における専門技術者からなつております開墾における選定部会でやりたい。こう考へております。

○政府委員(山添利作) 只今三浦さんのおつしやいましたことは、主として開墾適地の問題でございますが、開墾適地を取得いたしますのは、適地選定部会で審査をいたしております。これが不適当であるという認定につきましても、これは主として府県における専門技術者からなつております開墾における選定部会でやりたい。こう考へております。

○委員(岡田宗司) 只今三浦さんのおつしやいましたことは、主として開墾適地の問題でございますが、開墾適地を取得いたしますのは、適地選定部会で審査をいたしております。これが不適当であるという認定につきましても、これは主として府県における専門技術者からなつております開墾における選定部会でやりたい。こう考へております。

○政府委員(山添利作) 只今三浦さんのおつしやいましたことは、主として開墾適地の問題でございますが、開墾適地を取得いたしますのは、適地選定部会で審査をいたしております。これが不適当であるという認定につきましても、これは主として府県における専門技術者からなつております開墾における選定部会でやりたい。こう考へております。

○委員(岡田宗司) 只今三浦さんのおつしやいましたことは、主として開墾適地の問題でございますが、開墾適地を取得いたしますのは、適地選定部会で審査をいたしております。これが不適当であるという認定につきましても、これは主として府県における専門技術者からなつております開墾における選定部会でやりたい。こう考へております。

○政府委員(山添利作) 只今三浦さんのおつしやいましたことは、主として開墾適地の問題でございますが、開墾適地を取得いたしますのは、適地選定部会で審査をいたしております。これが不適当であるという認定につきましても、これは主として府県における専門技術者からなつております開墾における選定部会でやりたい。こう考へております。

○政府委員(山添利作君) 政府は買つたけれども不適地であつたというのが出ましたのは、昭和二十二年上から天降りに面積を押付けたというふうなところから出ておるのであります。昭和二十三年の後半等からは御承知の適地選定基準によりまして精密な検査をいたしております。検査と言いますか、選定をいたしております。それ以後には選定を非常に誤つたというものは少いと考えております。従つて処置を要するものは以前のものである。それ以前の場合におきましては、おのづから委員の構成というやうなことも現在程整備されておつたわけではございませんかと思ひます。そういうわけでありま

○三輪貞治君 この改正案で見ますると、第二十八條が全然削除になつておるのであります。第二十八條の削除といたしたのは、即ち今まで起つておりましたところの農地の先買制度を廃止するということの意味するものであります。即ち第二十八條におきましては、第十六條の規定による農地の売却を受けた者若しくはその者から当該農地の所有権を承継した者が当該農地についての自作を止めようとする場合、或いは又省令で定める団体が命令に違反したというやうな場合に、政府がこれを強制的に買収して、そうして自作農として農業に精進する見込のある者に農地を売却するやうな役目を果しておつたのであります。その先買制度をば廃止することによりまして、現在の法律の下におきましても、尙且つ昨日の近藤教授の証言等によりましても、この耕作放棄その他による農地が次第に耕作の業務に精進する者以外のところに流れて行つて、過去におけるところの土地兼併への一つの又橋頭堡を作るといふやうな危険もあるものであります。かような状態におきまして、この二十八條を削除いたします場合には、混乱を招き、過去においてなされたところの農地改革の成果をば非常に損ずるといふことをば我々は憂慮するものであります。如何なる理由によつて二十八條を削除せられんとするのであるか、或いは又削除された場合において、私が心配するやうなことは全然杞憂であつてその他の適当なる処置があるのかどうか、この点をお伺ひいたしたいのでございます。

○政府委員(山添利作君) 先買権を廃止いたしましたのは、この場合におきましても、普通一般の強制譲渡の場合と同様に扱ふというのであります。元來先買といひましても、或いは小作地が一町歩を超えるから政府が買うといひましても、すでに現在の制度におきましては、農地委員会がそれを決定する、まあそれを政府が買つた形にする、こういうのであります。この改正法案におきましては、政府がその間に介入することを止める、即ち事務的な面だけの関係でございまして、実質におきましては、農地委員会が計画を立ててやる、従つて先買に相当します場合ににおきましても、市町村農地委員会の計画に基く強制的移転ということになるわけでありまして、政府が買うというものが改正案におきましては抜けるのでありますけれども、実質においてそれはいづれも農地委員会の計画によることでありまして、フアイオンスの点が違ふというところであります。従つて弊害が起る起らないということにつきましては、現状程度のこととはやはり今後もあり得るかも知れませんが、このことによつて特別に統制が弱まつて行くといふふうには考えておらないのでございます。

○委員(岡田宗司君) お諮り申し上げますが、大臣がお出でになつておりますので、一つ事務次官への御質問はあります。若し大臣への御質問がありましたらそれを先へ一つやつて頂きます。

○三輪貞治君 とかく農地調整法並びに自作農特別措置法が二十一年に制定されました以来、だん／＼政府も性格が變つて参りまして、それが予算的な措置等も法律の改正等と共に非常に變つて参りまして、地方の現に市町村の農地委員会等にはその面における心配を非常に與えておるのであります。又この場合にその法律が改正をされました、どちらかと申しますと、農地改革に対する一つの今までの考え方よりもつと／＼緩やかに、手綱を緩められたやうな恰好になつて来るわけでありましたが、その場合に現在地方において心配をされておるやうな予算の上に影響を來たすことはいかゞどうか。例えば市町村の農地委員会等においては、これ／＼の必要な措置等の予算については、これは絶対に確保する予定である。又その自信もあるということとをばこの際農林大臣から言明を頂ければ非常に仕合せだと思ふのであります。その点を……。

○國務大臣(廣川弘禪君) 万止むを得ざる費用はどうしてもこれは獲得しなければならぬと確信いたしております。具体的に言つて、現在の予算でも登記の経費等は足らなくて、負担としてはならないところへ負担させておる、こういうことはまあはつきりある。それから今日の今採り上げられた諸願の中にもありました。土地の交換分合あたりを今後積極的に推進しなければならぬのに、この方の予算というものが極めて少い。そこで本年度内において、これはまあこの法案が通過する場合としない場合と異りますが、ただ今までの計画された予算だけでなしに、それに事務費、人件費の増額、或いは交換分合に關するところのやうな方面の予算を、本年度内に追加予算を出しになるかどうか。

○國務大臣(廣川弘禪君) 登記その他、交換分合等に必要なる予算をどうするかといふことでございしますが、年度内におきましても、どうしても足が出るやうな場合にはやはり追加予算が何かで考えなければならぬまいと考えております。

○委員(岡田宗司君) 外に大臣に対する御質問ございせんか。なければ先程三輪さんが申出られました肥料の統制撤廃の善後措置についての大臣の御見解を今述べて頂きますことに御異議ございせんか。

○國務大臣(廣川弘禪君) あれば未だ折衝しております。

○委員(岡田宗司君) それではそれは後述にして、それではあと事務次官への御質問を續けて頂きます。

○三好結君 午前中の委員会で私から資料の提出をお願いいたしましたのでありますが、差當つて今手許にあるものといふことで、一部ありましたのを拜見いたしましたのでありますが、時間が十分になかつたのでざつと目を通した程度に過ぎません。そのざつと目を通した結果、一応気付いたことをお伺ひいたして見たいと思つております。小作料七倍値上げの参考資料として計数的の根拠を、頂いておりますものによりまして、租税公課は三百四十円として計上いたしております。ところが原單位計算による生産費としてこの資料の出所に相当するものを拜見いたしますと、租税公課は一千五百四十九円五十銭として計算いたしておるのありまして、その間に一千二百三十五円五十銭

の差額ができております。この差額は、どういふ数字的な根拠に基くものでありますか、その点をお伺いいたしたいのであります。

○政府委員(山添利作君) 原単位計算による中の租税の点を、これは修正をしたのがお手許に送りました表でございまして、この租税公課につきましては所得税は、これは自分の所得の中から拂うという意味合において抜いておきます。その他の点につきましては、昨秋シャープ勧告に基づきまして大蔵省が租税の推定表を作つたのであります。それによりましたもの、並びにこの公課というものはなか／＼掴みにくいのであります。これはこの年次経済調査等における公課を、物価指数等で修正いたしましたものを採つたのであります。そういうことになつております。

○三好給君 今お尋ねしました租税公課の問題は、原単位計算による生産費の相当大きい項目でもありますので、只今御答弁になりました点をできましてならば、もう少し具体的に、所得税のこれだけを差引いておる、具体的な数字の御説明を後程で結構ですからお願いできれば幸いと思つております。

それから午前中にも申しましたように、反当収量が二石五斗一升の場合と二石二斗の場合との生産費がどういふふうに動いて来るかという問題でありまして、細かい資料を拜見いたして見ると、これは資料を見るまでもなく考えられる問題なのであります。工業生産物の場合には生産量に応じて生産費が相当變つて来る。固定費用もありませんけれども、比例的な費用もありませんので、生産費が相当變つて来ると思つております。

うことが考え得られるのであります。が、農業の場合には、米が反当二石二斗、麦が反当一石五斗、大豆が反当一石二斗、雑穀が反当一石、といったように、生産費が比例的に変わるというふうなことは殆んど想像ができません。問題でありまして、私は先程一例として申しました租税公課の問題にも、まだいろいろお伺いしなければならぬ問題があるのではありませんか、反当収量の相違から来る生産費の変化の問題については、根本的に再検討して見なければいけません。いやないかという気がいたしましたのであります。頂いた資料を検討して見ますと、殆んどは固定費用であつて、反当収量を二石二斗と仮定した場合にも、ここに現れてゐる数字はそう變らないのじやないか。そうなつて来ると、この小作料四百九十八円五十三銭という数字は全く變つてしまふ、こういうふうな気持もいたすのであります。

この点については相当政府提出の資料には疑問があります。二石二斗と収量を押さえた場合の小作料の出し方については政府の考え方は到底今までの同つたところでは納得ができません。ありまして、もう少しこの点については、私今申しました租税に關する關係の資料の御提出等と相俟つて検討を進めてみたいと思つております。

○小林平君 大臣がお席になりまして、ちよつと午前中の問題に關連いたしまして一つお尋ねしたいと思つております。午前中に極めて無造作に食確法を来年の三月に廃止するといふお答があつたのであります。そのうち九月の初めに当然行います麦類の事前割当は今年に行わぬことになるのでございませうか、お尋ねいたします。

○國務大臣(廣川弘毅君) 本年はやらないように決まつておるようでございませう。それでは事務次官、今のお答はございませぬ三好さんの……

○政府委員(山添利作君) 三好さんのやつは材料が只今私の方にないもので、

○溝口三郎君 事務次官にお伺いいたしたいのでございませうが、未墾地の国有地についてございませうが、未墾地を買収した面積は百十萬町歩ぐらゐになつておるのございませうが、今それを売却したものは大体四分の一ぐらゐ、あと残つたものはまだ八十五、六萬町歩あります。これは大体開墾の進行中のものもあり、開墾の遅れているものに見えますが、できるだけ開墾して頂きたいのでございませうが、先程もお話のありましたように、昭和二十三年くらいには開墾をして、一気に未墾地を買収してしまふ、非常に無計画であつて、その後それが開墾にはならぬのである。開墾の不進地だといふやうなことが、大体はつきりしてございまして、各府県の残つておる面積は、或いは百十萬町歩のうち相当ある。それは国有地になつております。そういうものは私は何と申して、この法律が早く又は成立して、一刻も早くそういうやうな未墾地を開墾して買つた人だといふやうなもの、その前の所有者に返さないといふ、そういうためにも私は開墾について、不評の原因になつてゐるのだと思つて、先程三浦議員の御質問に対して、そういうやうな売戻しをする場合に、開墾不適地の選

定委員会と申しますか、そういうものに聽いた上で、そういう地区を決定するやうに何つておりましたが、あの選定委員会というのは、三十三年以後に新たに、僅かづつ必要な面積を買つて行くのに対して、そういう委員会というものを設けたのである。前の売残りものはつきり開墾の不進地だといふことは我々は政府に分つてゐるのではないかと申しますが、そういうものを今のやうなお考で、まだ二十數萬町歩残つてゐるものを、そういう委員会にかけ、不適地といふやうなことを決定して除々にやつて行くのかどうか、若しそういうふうなことになるかと、何時までもそういう不適地としてありながら、或いは調査にはまだ手が廻らないのではないかと、すでに決まつてゐるのかといふことについて、御取扱を

はつきり伺いたいと思つております。

○政府委員(山添利作君) これは溝口さんのおつしやるようにそれ／＼の府県におきましては、あそこは手が附けられないといふやうなことは大体分つておるのであります。併し問題が問題でございませうので、それに対してまた別の言葉で言いますと、政治的な取扱ひをされるといふことは非常に危険であります。その点は慎重に取扱つて従つて、慎重と申しますのは、調査そのものについて疑問があります。そのものは慎重にする必要がありまして、分つてゐるものは必ずしも手回がかかるといふものではございませぬ。手続といつたしましては、府県における技術者諸君の集まりである選定委員会が一番よろしい。こういう見解を持つておるのであります。

○溝口三郎君 私は是非この開墾の不進地についてはなるべく早く整理をして頂きたいと思つてゐます。もう一つ小作料の問題について、御意見があつたのでございませうが、小作料は中央農地委員会が規格を定めて、それに基づいて市町村の農地委員会が一筆毎に小作料を決めるといふやうなお話でございませうが、その規格を定めるについで、先日農地局長からのお話では、貸賃価格とか地形等を斟酌してゆとりのあるやうな方法を以てやりたいのだといふやうなお話があつたのでございませうが、実は私は小作料が今七倍になるかといふやうな問題について、非常に問題があると思つてゐます。その元になりまして一反歩について、一体この土地は地方が幾らあるのだといふやうなことに、決める方といふものは、非常に私はむづかしいのじやないかと申しますが、現在地積も殆んどはつきりしたものがなないのであります。地力といふやうな問題については、まだ定義すらはつきりしてゐないやうであります。窒素の潜在地力とか余剰分といふことは學者の間でも言つてゐるくらいで、そういうこともはつきりしてゐない。今年から全國の土地調査をやろうといふやうなことで準備ができて、今年六百萬町歩ぐらゐで今年にはサンプルくらいやつて、来年から大々的にやろう、そして土地の本當の地積とさうして地力調査をやつて行くといふには百億くらいかけて五、六年もかかるやうな、日本のその評価はつきりしないといふ、そのくらいに地力の問題について、もむづかしい問題がまだ残つてゐると思つて、規格を決める時に、小作料の価格については七倍、必ずしも七倍

○政府委員(山添利作君) 抽象的に申しますれば、私はそういう場合において所得税は入れないのが正しいと思ひます。

○江田三郎君 今のは行儀としてそういう答弁をせられるのでなしに、その主張をいつまでも持たれますか。

○政府委員(山添利作君) これはそういうことだと思つたのでございまして、個人に対する所得税という性質から申しますれば、これは役人で申しますれば、当然給料の中から拂つておる。農家の場合でありますと、もとより農家の所得というものは、自家労賃だけというわけではございませぬけれども、併し最も圧倒的にそれであるといふ場合におきましては、これはその中から所得税を拂うのでありまして、従つて所得税の部分はこれは加えない方がよろうかと、かように思ひます。

○江田三郎君 これは一つの大きな建前の問題になるのですから、そうすると、大體事務次官の考から行きますといふと、農家といふものはこれで利潤の計算はない。そうすると、資本利子と労賃だけが、これは労賃は自家労賃である場合があるし、そうでない場合がありますけれども、これが若し自家労賃でない場合があつたならば、資本利子だけが農家の所得になつて、その資本利子といふものは僅かに三百四十何円の中で、所得税を千円以上も負担しなければならぬといふことも考へ得ることになるのですが、そういうことになると、今の御答弁は辻褄が果して合いますか。

○政府委員(山添利作君) 私はこういうことを申しておるのであります。つまり利潤を入れるか入れんかは、これは

は理窟のあるところで、無論入れるという議論も十分成り立つわけでありまして、所得税だけの関係から申しますと、結局この中における農家の所得といふものは何かと言へば、結局自家労賃でありまして、これは専門家の方に申上げるまでもありませんが、米の生産費を分折して見れば、六割五分くらいは自家労賃に相当するわけで、あとがいろいろな経費支出といふことになつておる。その部分が結局所得なものであるとして、これは農家の所得といふものは、自家労賃だけに限定されなければならず、圧倒的にそれがそうである。そうなりますれば、個人所得のそれにかゝる所得税といふものは除外して考へる方が理窟としてはよいかと思ひます。

○江田三郎君 仮に労賃といふものをこれ五千三百六十九円くらいに見るわけですが、日本の農家の平均的な経営面積から考へて、今のような所得税なり或いは市町村民税を納めるといふことになる、他の産業に較べると、農家の負担する税金の割合といふものはどういふことになりまして、少く無理に辻褄を合はすために、段々とう納まりのつかん議論になるのじやないですか。

○政府委員(山添利作君) これは所得税のかけ方から申しますと、今までのやり方といたしましては、大體国税庁の方から地方に反当標準率を割当てておるわけでありまして、その反当標準率を割当てる場合における所得の計算におきましても、大體こういう主たる農産物等の収入を見まして、その六割とか何とかといふような、私の今申しします自家労賃に相当するようものを割

けたものを所得と、こういう算定の仕方をしていただいております。そこで實際問題として、農家の方に非常に高く感ぜられる。私も税金は確かに高いと思つておるのであります。昔の小作料が税金に変わったような形をなしてある事実は認めておるのであります。理由は、一口に所得と申しまして、自家消費のものまで所得の中に計算されておる、現金の収入に対する現金としての租税の支出との割合は、普通の所得に対する税金の割合よりも非常に高くなる。そういうようなところが特別に又つらい点である。こういうふう

に觀察しております。

○委員(岡田宗司君) よろしゅうございませうか、江田さん。

○江田三郎君 よろしいのじやないですけれども……。

○委員(岡田宗司君) それではここでちよつと休憩いたしまして、休憩中にいろいろ御相談したいこともありますので、一時休憩いたします。

午後三時五十分休憩

午後六時五十一分開会

○委員(岡田宗司君) これより委員会を再開いたします。

委員長は本院規則第四十條によりまして本日の委員会は散会いたします。

午後六時五十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 岡田 宗司君

理事 西山 龜七君
片柳 眞吉君
岩男 仁蔵君
岡村文四郎君

委員

池田右宇衛門君

白波瀬米吉君

瀧井治三郎君

土屋、俊三君

平沼彌太郎君

江田 三郎君

小林 孝平君

三橋八次郎君

三輪 貞治君

赤澤 與仁君

飯島通次郎君

加賀 操君

溝口 三郎君

三好 始君

三浦 辰雄君

衆議院議員

農林委員長 千賀 康治君

國務大臣 廣川 弘禪君

農林大臣 廣川 弘禪君

政府委員 農林政務次官 島村 軍次君

農林事務次官 山添 利作君

地方自治 政務次官 小野 哲君

七月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、競馬法の一部を改正する法律案(案)予備審査のための付託は七月二十九日)

昭和二十五年八月十二日印刷

昭和二十五年八月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所